

つうがくしえんけんとうぶろじえくと ほうこくしょ 通学支援検討プロジェクト 報告書

ねんがつにち
2017年2月6日

1. これまでの経過～

「通学支援の必要性等、実態を把握し、制度の必要性及び対象について検討する」ことを目的に平成28年2月18日に通学支援検討プロジェクトを立ち上げました。まず、吹田・摂津・箕面支援学校に在籍している児童・生徒を持つ家族を対象に「子どもたちの通学支援等に関わるアンケート」を実施しました。（実施時期：平成28年4月～5月、回収状況：吹田支援学校222名中178名回収、摂津支援学校84名中68名回収、箕面支援学校31名回収）

また、地域の学校に在籍している児童・生徒については、支援学級に在籍しながら、保護者等の付添いが必要な児童・生徒を対象に「支援学級在籍児童・生徒に係る登下校時の付添い調査」を実施しました。（実施時期：平成28年6月～7月、回収状況：92名）アンケート及び調査の結果を受けて、通学支援に対するニーズの整理、方向性について、通学支援検討プロジェクトで議論をしました。（平成28年7月～12月）その議論を経て、大きく分けて2つのケースに分類することができました。1つ目のケースとしては、通学できない理由や通学支援が必要な場面などは多種多様にありますが、ヘルパー等の支援が可能になれば一定解決できるケースです。もう1つのケースは、医療的ケアを伴う児童・生徒のケースです。ただ、このケースについては車両確保や支援者の資格（看護師等医療的ケアが可能ない支援者に限る）等の大きな課題があるため、他市町村の支援状況等を把握した上で、再度通学支援検討プロジェクトで検討していきたいと考えています。今回は、前者のケースについての提案を行います。

（※下線の部分についての提案）

2. 通学支援に伴うヘルパー派遣の提案～

① 移動支援事業による支援対象者範囲の拡大～

現在吹田市では、障がいのある児童・生徒の状況及び家庭の状況等（介護者の身体状況等）により、例外的に移動支援事業による通学支援を一定期間認めている。その通学支援の範囲をアンケートや調査等から明らかになった範疇まで拡大する。

(1) 現在吹田市において例外的に移動支援事業による通学支援を認めるケース

- ア 保護者自身に障がいがある、または病気・ケガをしている場合
- イ 兄弟姉妹に未就学児がおり、本人の通学と兄弟姉妹の保育所等への送迎が重なり、家族で対応できない場合
- ウ 兄弟姉妹に障がい児がいる場合
- エ 本人が行動障害などを有し、家族だけの対応が困難な場合
- オ 保護者が妊娠中で産前産後8週の間の場合
- カ 保護者の支援力の弱さ等、例外的な理由に当てはまらない場合（診断書がない場合）
- キ その他特別な事情がある場合

※いずれの場合も理由を証明する書類の提出が必要（診断書等）

(2) 通学支援検討プロジェクトで検討した結果、新たに通学支援が必要なケース

- ア 体調不良等、一時的な保護者の理由により付き添いが出来ない場合
- イ ひとり親世帯且つ非課税世帯（生活保護世帯も含む）で、就労を理由に通学支援ができない場合（就労証明書など）
- ウ クラブ活動等によりスクールバスの利用が出来ない場合

エ 自力通学に向けての見守り支援が必要な場合

オ 毎日親が子ども（障がい児童）の通学支援を行っている場合（レスパイト的な支援）

②ヘルパー確保における加算の創設及び研修等の開催～

現在の移動支援事業による通学支援は、報酬が片道のみ算定になっているため、登録ヘルパーでの支援が難しくなっている現状もある。今後、移動支援事業による支援対象者範囲の拡大を検討する中では、今以上にヘルパーの人数確保が必要になってくるため、通学支援を行う場合に限り、往復等が報酬算定できるような通学支援独自の加算が必要になってくる。また、ヘルパーの人数そのものが少ない現状の中では、移動介護従事者養成講座等の定期的な開催を行い、ヘルパーの確保をする必要がある。

③通学支援の制度化～

現在吹田市では、例外的に移動支援事業による通学支援を認めているケースがある。ただ、現行の通学支援を認めているケースは、制度化されたものではないため、すべての障がいのある児童・生徒を持つ家族等が利用（吹田市に相談することも含む）することができていない。今後は、通学支援を必要としている障がいのある児童・生徒を持つすべての家族が通学支援を利用できるように、吹田市の制度として位置付け、アナウンス（吹田市のホームページに移動介護事業における手引きを掲載する）などの広報活動の徹底が必要になる。